

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構役員報酬規程

制 定 平成17年 3月14日
最終改正 令和 5年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構定款第28条第1項に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、俸給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(報酬の支給)

第3条 俸給、地域手当及び通勤手当は、毎月17日に支給する。ただし、支給定日（以下この項において毎月17日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは支給定日の前日に支給する。また、支給定日が休日に当たるときは18日に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日（以下この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは支給定日の前日に支給する。

3 非常勤役員手当は、当該月分をとりまとめ、翌月に支給する。

(俸給)

第4条 常勤の役員俸給月額、別表第1のとおりとする。

(地域手当)

第5条 地域手当は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第20条第1項の規定に基づく職員に対する地域手当の例に準じて、常勤の役員に支給する。

2 地域手当の月額、俸給月額に100分の20を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規程第22条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額、職員給与規程第22条第2項に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する通勤手当の例に準ずるものとする。

(期末特別手当)

第7条 期末特別手当は、毎年6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（引き続き職員となる場合を除く。）し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給月額及び地域手当の月額並びに俸給月額及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、100分の162.5を乗じて得た額に、職員給与規程第25条別表第6に定める在職期間別割合に準じた割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定に基づき期末特別手当の額を定めるに当たっては、理事長はその者の職務実績を勘案し、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。
- 4 期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。

(日割計算)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から俸給を支給する。

- 2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給を支給する。
- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤の役員の非常勤役員手当額は、別表第2のとおりとする。

(報酬の支払方法)

第10条 役員の報酬は、現金で直接役員にその全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項の報酬は、原則として、役員が申し出た預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払う。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第13条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると理事長が認める場合は、総会の決議を経て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成17年3月14日から施行する。
- 2 この規程は、当分の間、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）其他国家公務員に適用される法令の内容に準拠して取り扱うものとする。ただし、本機構が独自に定める規定を妨げるものではない。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当にあっては、第7条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」と読み替えて適用するものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末特別手当にあっては、第7条2項中「100分の165」とあるのは「100分の150」と読み替えて適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本規程施行の日から平成26年3月31日までの間においては、俸給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減じた額とし、期末特別手当の支給にあたっては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年2月及び3月に支給する地域手当の月額は、俸給月額に100分の18を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月22日から施行し、改正後の公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構役員報酬規程第7条第2項の規定は、令和4年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

常勤役員俸給表

対象常勤役員	俸給月額
理事長	706,000円
副理事長	637,800円
理事	574,600円

別表2（第9条関係）

非常勤役員手当表

対象役員	非常勤役員手当額
非常勤理事	日額 15,000円
非常勤監事	日額 15,000円